

# 道産品輸出用シンボルマーク使用要領

北海道総合政策部国際局国際課

## （目 的）

第1条 北海道産の農林水産物及び加工食品（以下「道産食品」という。）を海外に輸出するに当たり、北海道産であることの識別を容易にするとともに、道産食品のブランド・イメージの向上を図ることを目的とし、北海道が定めた道産品輸出用シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）について、その使用管理の適正を確保するため、必要な事項を定める。

## （基本デザイン）

第2条 シンボルマークのデザインは別紙のとおりとする。

- 2 使用者は、シンボルマークを改変して使用してはならない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、シンボルマークのイメージを損なわない範囲で、色を変更して使用することができる。この場合において、あらかじめ北海道総合政策部国際局国際経済担当課長（以下「国際経済担当課長」という。）の許可を得たものに限る。
- 3 使用者は、シンボルマーク本体に掛からない範囲で、周囲に文字を書き込んで使用することができる。この場合において、併記する文字は、あらかじめ国際経済担当課長の許可を得たものに限る。

## （商標権及び管理運用）

第3条 シンボルマークに関する商標権は北海道が所有し、その使用に関する管理運用を担う。

## （使用基準及び用途）

第4条 シンボルマークは、次の各号のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合に使用することができる。

- （1）北海道内で生産（採取および漁獲を含む。）された農林水産物（以下「道産農林水産物」という。）
- （2）北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
  - ア 主な原材料あるいは特徴的な原材料として、道産農林水産物を用いているもの。
  - イ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの。
- 2 前項に規定するほか、シンボルマークは、海外における道産食品の広報のために使用することができる。

## （使用申請及び承認）

- 第5条 シンボルマークの使用を希望する者は、シンボルマーク使用（変更）承認申請書（第1号様式）を書面又は電子メールにより、国際経済担当課長あてに申請しなければならない。
- 2 国際経済担当課長は、前項の申請の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、シンボルマーク使用（変更）承認証（第2号様式）を交付する。
  - 3 国際経済担当課長は、シンボルマークの使用に当たって、申請者に対し必要に応じ条件を付すことができる。

4 第2項の規定によりシンボルマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第三者にシンボルマークを使用させてはならない。

（使用承認の有効期間及び更新）

第6条 前条第2項に規定するシンボルマーク使用承認の有効期間は、承認の日から起算して2年を経過する日の属する年度の3月末日までとする。

2 前項に規定するシンボルマーク使用承認の有効期間（次項の規定により当該有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された有効期間）を更新しようとする者は、有効期間が満了となる日の1か月前までに、シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を書面又は電子メールにより、国際経済担当課長あてに申請しなければならない。

3 国際経済担当課長は、前項の規定の内容が適当と認められる場合は、速やかに有効期間を更新するとともに、シンボルマーク使用承認証（第2号様式）を交付する。

4 前項の規定により更新される有効期間は、当該更新年の有効期間の満了する日の翌日から起算して3年とする。

（表示方法）

第7条 シンボルマークは、次に掲げるいずれかの方法により表示するものとする。

（1）シールに印刷し、道産食品、包装容器、包装紙等に貼付し、表示する方法

（2）包装容器、包装紙等に直接印刷し、表示する方法

（3）海外における道産食品の広報のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等（以下「広報印刷物」という。）に直接印刷し、又はシールに印刷して貼付し、表示する方法

（変更の申請）

第8条 使用者は、第5条第2項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、シンボルマーク使用（変更）承認申請書（第1号様式）を書面又は電子メールにより、国際経済担当課長に申請しなければならない。

2 国際経済担当課長は、前項の申請の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、シンボルマーク使用（変更）承認証（第2号様式）を交付する。

（中止又は廃止の届け出）

第9条 使用者は、シンボルマークの使用を中止又は廃止するときは、速やかにシンボルマーク使用中止・廃止届出書（第3号様式）を書面又は電子メールにより、国際経済担当課長に届け出なければならない。

（使用料）

第10条 シンボルマークの使用料は無償とする。ただし、シンボルマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

（使用実績報告）

第11条 使用者は、使用承認の有効期間中毎年度、4月1日から翌年3月31日までの使用実績をシンボルマーク使用実績報告書（第4号様式）に取りまとめ、翌年度の4月末日までに書面又は電子メ

ールにより、国際経済担当課長に提出するものとする。

（使用者及び使用実績の公表）

第12条 国際経済担当課長は、使用者、使用商品名及び使用実績について公表できるものとする。

（事故、苦情等の処理）

第13条 シンボルマークを使用した商品の品質・内容に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、北海道は一切の責を負わないものとする。

（調査及び指示）

第14条 国際経済担当課長は、必要に応じて、申請者又は使用者に対し、関係書類、道産食品、広報印刷物等を閲覧し若しくは立ち入り等の調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

（使用承認の取消し等）

第15条 国際経済担当課長は、使用者が次のいずれかに該当した場合は、使用承認を取り消し、必要に応じてその結果を公表することができる。

（1）シンボルマークを不正に使用したとき。

（2）虚偽の申請を行ったことが明らかになったとき、又はシンボルマークを申請内容に反して用いたとき。

（3）シンボルマークを使用者固有のもの又は品質を保証するものであるなど誤解を与える使用をしたとき。

（4）使用承認を受けた道産食品の生産、出荷、販売等に際して、信用を損なう行為によりシンボルマークのイメージを低下させたとき、又はその恐れのあるとき。

（5）第11条に規定する使用実績報告書を提出しなかったとき。

（6）第13条に規定する必要な措置を講じなかったとき。

（7）正当な理由なく前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。

（8）その他第1条の目的に反する行為を行ったとき。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を北海道に請求することができない。

（その他の使用者の義務）

第16条 使用者は、第三者がシンボルマークの商標権等を侵害し、又は侵害しようとしている恐れのある事実を発見したときは、速やかに国際経済担当課長に通報しなければならない。

（疑義の決定）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、国際経済担当課長が決定するものとする。

## 附則

この要領は、平成22年（2010年）6月4日から施行する。

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要領は、令和4年（2022年）4月14日から施行する

この要領は、令和6年（2024年）6月25日から施行する。